

学校いじめ防止基本方針（小山町立足柄小学校）

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

『目指す子どもの姿』

「いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない」ことを理解し、いじめをしない、いじめを許さない、自分も周りの人も大切にできる子
以上の考えにより、基本方針を策定します。

2 いじめの防止等の対策のための校内組織

<いじめ防止対策委員会>

校内構成員〔校内の教職員〕

校長、教頭、教務主任、各学年担任、生徒指導主任、養護教諭等 全教職員

外部構成員〔連携を図る外部専門家〕

必置：スクールカウンセラー、学校評議員、主任児童委員、警察関係者（交番）

★いじめ防止対策委員会では、以下のような内容について検討を行う。

- （未然防止～健やかでたくましい心を育む）
 - ・人権感覚、自尊感情、規範意識を育てるための方策
 - ・いじめ防止基本方針の策定や見直し
- （早期発見・早期対応）
 - ・アンケートの作成、結果の考察
 - ・情報交換、共有
- （関係機関との連携）
 - ・情報交換
 - ・事案発生時の対応

3 いじめ防止等のための取組

(1) 人権教育の推進

①道徳教育の充実

- ・副読本「私たちの道徳」を活用しながら、日常の道徳授業（心の授業）を推進していく。
- ・「おもいやり、親切」「善悪の判断」を重点項目とし、年間指導計画に意図的に入れて行う。

②言語環境づくりを心がける。

- ・教師、子どもとも「～さん」「～君」をつけて呼び合う。
- ・自分が言われて嫌なことは、相手にも言わない。
- ・月ごとの生活目標で、友達に対しての言葉づかいがどうであったか振り返る。

③人間関係づくりプログラムの実施

- ・学年当初や学級作りを充実する際、資料の実践を進める。
- ・コミュニケーション能力の基礎を養う。

(2) 子どもの自主的活動の場の設定

①学級活動や児童会活動などで、いじめについて考える機会を設ける。

②異年齢集団の活動の推進

- ・仲良し班やペアで、遊んだり運動したり、日常で幅広い人間関係を構築する。

③児童会活動の充実

- ・全校児童の誕生日を、全校の前で紹介し、成長を喜び、個を大切にする。
- ・集会活動の中で、それぞれが役割分担をし、集団への所属感や連帯感を深めるとともに、集団の中で自己が生きるようにする。

(3) 保護者や地域への啓発

①PTA委員会での報告

- ・年3回の委員会で、学校生活の様子や問題行動について、必要に応じて報告し、家庭や地域との連携を行っていく。

②PTA総会・学級懇談会での周知

- ・「学校いじめ対策基本方針」を総会資料とし、年度当初から、早期発見、早期対応に向けて、学校に相談するよう啓発する。
- ・年2回の学級懇談会で、協議する場を設け、学校からのみでなく保護者からの情報も共有する場とする。

③学校評価等で、定期的に基本方針を点検し、適宜基本方針の見直しを検討する。

④地域ボランティアとの連携

- ・朝の登校状況で気になることの連絡をしていただく。

(4) いじめに関する教職員の研修

- ①生徒指導リーフ「いじめのない学校づくり」を活用した実践研修
- ②月1回、職員会議の協議事項として、児童のようすに関する項目を必ず設け、全職員が情報を共有し、全職員で、子どもを見守る体制を心がける。※事例検討などの研修も含む。

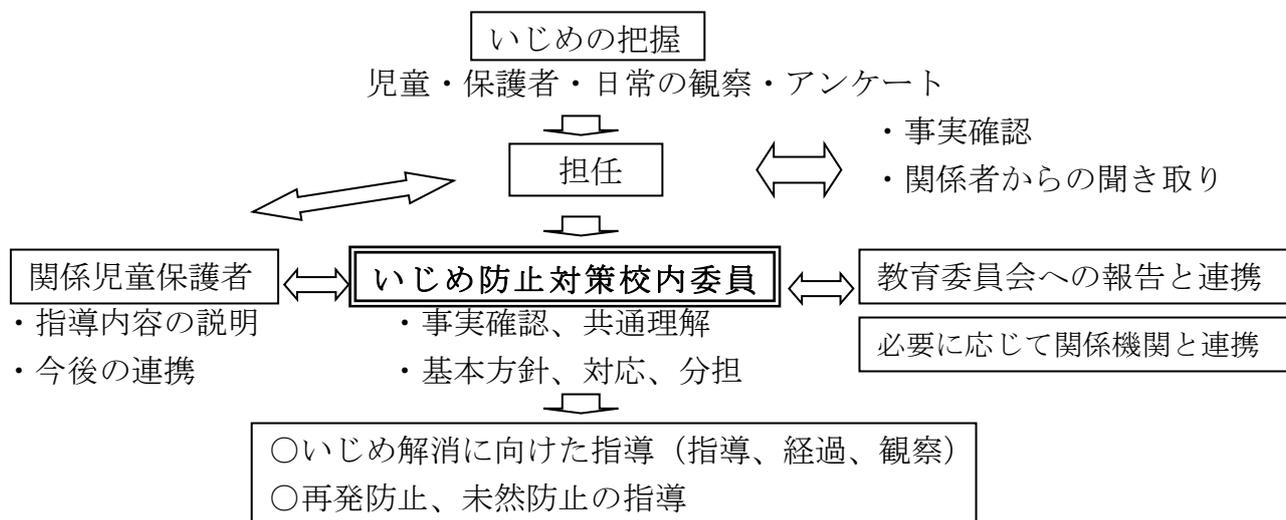
4 いじめへの取組

(1) いじめの早期発見

- ①アンケートの実施
 - ・年3回実施
 - ・実施後集計し、集計結果を基にいじめ防止対策委員会で対策を検討する。
- ②担任による教育相談の実施
 - ・6月、12月 年2回実施 「ふれあいトーク」月間（一人ずつ面談する機会をつくる）
 - ・学級指導すべき内容は、指導の方向を他職員と検討して、早期に対応する。
 - ・月の職員会議で、経過、指導、事後等を報告する。
- ③保護者面談
 - ・7月（全員） 12月（希望面談）年2回実施
- ④なのはな相談員による子ども観察・相談 ・月1回実施
- ⑤スクールカウンセラーによる教育相談の実施 ・月1回実施

(2) いじめの早期対応

- ①いじめの情報を受けたり、確認されたりした場合は、直ちに校内委員会を開き、対応を検討する。いじめアンケート実施後は、情報がなかった場合でも開く。
- ②いじめを受けた子ども・保護者への配慮、支援、対応等
- ③いじめを行った子ども・保護者への指導、助言、対応等
 - ※他にも、周囲の子への対応等も含む。
 - ※必要に応じて、心理、福祉等に関する専門家の協力を得る。



(3) 重大事態への対処

①調査

- ・重大事態が発生した場合には小山町教育委員会に報告し、町教委の指示に従い調査を行う。
- ・調査組織が町教委の場合は全面協力し、学校の場合は町教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするための調査をする。
- ・調査結果は、町教委が町長へ報告すると共に、町教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供する。

②各対応の担当

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ・校内の統制と指揮（校長） | ・学外への緊急支援要請（校長） |
| ・報道機関への対応（教頭） | ・経過の整理（教務） |
| ・全校児童への対応（教務） | ・現場での実践的対応（教頭） |
| ・関係機関との連携（教頭） | ・保護者、地域との連携（教頭） |
| ・授業変更等の措置（教務） | ・保護者への連絡、対応（教頭・担任） |
| ・個々の児童への対応（担任） | ・SCや医療機関との連携（教頭） |
| ・児童の心のケア（当該担任、養護教諭） | ・応急処置や心のケア（養護教諭、担任） |
| ・休校した場合の学校再開について（教務） | ・必要に応じてCRTとの連携（教頭） |